

VI 2023年度博士後期課程科目別ガイド

教育学研究特殊科目（RT科目）

科目コード	016100
科目名	授業特殊研究A（歴史・理論）
担当教員	廣嶋龍太郎

- テーマ 「先人の教育思想から自身の教育観を形成する
—児童中心主義の教育思潮とフレーベルの教育思想をきっかけに—

私たちが「教育」について考える時、その多くは各自の教育体験を土台としています。教育という行為は人と人の関係の中で生じるものであり、そこには個別の体験に由来する多様な考え方が見出されることでしょう。しかし、「教育の歴史・理論」を考えるときには、教育体験に共通するような「価値」や「意味」もしくは体系立った「論理」が求められることとなります。

教育の歴史については、古代ギリシャにまでさかのぼることができますが、この科目では学校における「授業」という概念が広く共有されるようになった近代以降を対象として、教育思想の特徴を理解したいと考えます。

近代の代表的な教育思想の一つとして、子どもを中心とした教育観の展開を容易に指摘することができます。「子どもの視点から教育を考える」ことの重要性を強調し、後世に深い影響を及ぼした思想家については教育の歴史で頻繁に取り上げられますが、個々の人物の生涯や著作について触れたものを精読する機会はありません。そのため、彼らがどのような経緯をたどって教育思想を抱くに至ったのかを詳しく検討することで、それらの思想の形成について理解してもらいたいと思います。

児童中心主義の教育観の系譜はルソーを一つの起点とし、ペスタロッチ、フレーベル、エレン・ケイ、デューイ、モンテッソーリらがこれに連なります。また、日本でも大正自由教育運動の教育思想家たちはこの影響を受けています。この中でフレーベルに注目して、その生涯を追いながら教育思想を理解してもらいたいと思います。

●研究の視点

(1) 時代背景の理解

フレーベルの思想形成の土台となる時代の政治、文化、社会などの影響について、各自の関心に応じて多様な観点から理解する。

(2) 原典となる資料の読解

フレーベルの教育思想について、代表的な古典資料を読解する。

(3) 現在の教育的論点との関連

思想家たちのどの論点が現在の教育的論点に関連しているか考察する。

(4) 自身の教育観と対比する

教育思想家の生涯について学ぶことを通じて、自身の教育観について再考する。

● レポート課題と学習ポイント

課題 1

フレーベルの教育思想の要点をまとめた上で、それに対する自分の考えを述べなさい。

フレーベルの生涯や彼の生きた時代の歴史的背景を踏まえて論点をまとめ、自身の考えを示してください。テキストとしては、初期の代表的な伝記であるプリューファーの『フリードリヒ・フレーベル—その生涯と業績—』を選びました。プリューファーの書はフレーベル研究の古典の中でも代表的なもので、今日のフレーベル研究においても参考にされる文献の一つです。フレーベルに近い時代を生きた著者による同書を読み進めると難解な表現もあるかと思いますが、個別の用語にとらわれるよりも、まずは全体を通読し、自身の興味がある点を中心にまとめていきましょう。残り2冊のテキストは、本課題を作成するうえで参考になると思います。

特に、テキスト『教育の論究』改訂版の第4章には、ルソー、ペスタロッチ、フレーベル、エレン・ケイ、デューイ、モンテッソーリの思想的潮流が論じられており、これらの人物は今日に通じる児童中心主義の思想の源流となった人物たちです。また、同書の第3章と第5章は西洋と日本の教育の歴史を論じており、人物の時代背景や、日本に与えた影響を理解するのに役立ちます。人物が教育的な思想を形成するうえでは、時代背景の影響や特徴的な体験が土台になります。フレーベルにおいては、牧師の家に生まれた出自、ペスタロッチの学園における教育体験、ナポレオン戦争への従軍、自ら運営するカイルハウの学園の教育実践などを経て、今日に通じる幼稚園教育の理念へとたどり着きます。単に教育思想をまとめるだけでなく、その背景を踏まえることで、より深い理解に至ることを期待します。

課題 2

現代の日本社会における教育的課題を任意にとりあげ、その概要を説明した上で、自分の考察を自由に展開しなさい。

教育思想家たちの考え方を、そのまま現在の日本社会の教育的課題に適用することは、時代や地域などの条件も異なり、いうまでもなく困難ですが、現実の教育問題を考えていく手がかりが多く見いだされるでしょう。

そこで、教育思想家の思想形成を学んだことを前提に、各自の関心に応じて、「教育を考える」という作業を課題とします。レポート作成者の教育的体験を前提とする場合は、課題1でたどったような時代的背景や教育的体験の意義を参考に、自身の教育観を論じてください。また、体験によらずとも、ペスタロッチやフレーベルを土台にすれば、今日の特徴的な教育課題として子育てをめぐる諸問題（共働き、少子化、過保護、核家族など）、や教師養成の問題などをとりあげることができるでしょう。他にもテキスト『教育思想史』に登場する多様な思想家からは、様々な教育的課題を考察するきっかけが得られるでしょう。その他にも、教育環境としての地域・社会の問題、情報化社会における子どもの生活、教育格差と学力問題など、今日的な課題と関連付けて論じてみてください。

●使用テキスト

- (1) ヨハネス・プリューフアー『フリードリヒ・フレーベル—その生涯と業績—』東信堂、2011年
- (2) 乙訓稔編著『教育の論究』改訂版、東信堂、2008年
- (3) 今井康雄編『教育思想史』有斐閣、2009年

●参考文献

- (1) 小笠原道雄『フレーベルとその時代』玉川大学出版部、1987年
- (2) 小笠原道雄『フレーベル』清水書院、2000年
- (3) 日本ペスタロッチー・フレーベル学会編『増補改訂版 ペスタロッチー・フレーベル事典』玉川大学出版部、2006年
- (4) ウィリアム・H・キルパトリック『フレーベルの幼稚園の原理—批判的検討』東信堂、2020年
- (5) 小笠原道雄『原典資料の解読によるフリードリヒ・フレーベルの研究 国際化の視点からみるフレーベルの思想・制度・実践に関する考察』福村出版、2021年

科目コード	016200
科目名	授業特殊研究B（実践・評価）
担当教員	吉富芳正

●テーマ 「我が国における教育課程と評価の歩み」

本科目では、第二次大戦後の我が国の教育課程と評価を関連付けながらその歩みを振り返るとともに、現状と課題について検討することになります。

学校における教育の実践と評価には、国が定める教育課程の基準である学習指導要領と指導要録における評価の考え方や方法が大きな影響を及ぼします。そこで、戦後の各時期における学習指導要領の改訂の考え方や指導要録の評価の特質を辿って今日に至る経緯を把握し、これから求められる教育における評価の在り方について考えていきます。

研究に当たっては、学校教育が目指すものや教育の実践面で求められる工夫の変遷との関わりに留意しながら、評価の考え方や方法はどのようなことに重点が置かれるようになったのか、それらの課題は何か、これからどのような方向を目指すべきかについて検討していただきたいと思います。

なお、評価については、評価に求められる役割、目標に準拠した評価（絶対評価）・集団に準拠した評価（相対評価）・個人内評価のそれぞれのメリット・デメリット、観点別学習状況の評価と評価規準等の工夫、パフォーマンス評価やポートフォリオ評価などの評価方法の工夫、これらを含めた指導と評価の計画の作成などについての具体的な検討が重要になります。

●研究の視点

- (1) 各時期の学習指導要領の改訂の考え方や特質
- (2) 各時期の指導要録の改訂の考え方や特質
- (3) (1) と (2) の関連
 - ・「新しい学力観」と観点別学習状況の評価
 - ・「生きる力」と目標に準拠した評価の一層の重視
 - ・資質・能力の3つの柱、学力の三つの要素と評価の改善 など
- (4) 授業評価とカリキュラム評価
- (5) 評価に関する研究と実践の経緯と動向
 - ・到達度評価
 - ・形成的評価
 - ・パフォーマンス評価、ルーブリックの作成
 - ・ポートフォリオ評価
 - ・自己評価、相互評価 など

●レポート課題と学習ポイント

課題1 我が国の学習指導要領の変遷と関連付けながら各時期の指導要録にみる評価の特質について論じなさい。

我が国における指導要録の位置付けや内容に着目し、学習指導要領の改訂との関連にも目を配りながら、それぞれの時期における評価の在り方の特質について検討してください。例えば、①個々の児童生徒の指導上必要な原簿としての学籍簿（昭和23）に始まり、昭和30年の改訂で指導及び外部に対する証明等の原簿となった、相対評価中心の頃における教育効果の測定の考え、②昭和50年代に入ってから学習到達度評価の提唱や指導要録の改訂以降、相対評価へのかげりがみられるようになるにつれ、教育の実践の改善につなげようとする動きの加速といったように、時期の区分を設け、それぞれの特質を解き明かすことが期待されます。

課題2 今日における目標に準拠した評価を中心とした評価の考え方や方法について検討した上で、今後の評価の在り方について論じなさい。

今日、指導要録の評価では目標に準拠した評価が中心となり、個人内評価や集団に準拠した評価を必要に応じて組み合わせることができるようになってきました。これらのメリット・デメリットを押さえた上で、これからの教育の方向性とも重ね合わせながら評価をどのように改善していくべきかについて述べてください。

これからの評価の考え方や方法を考えるためには、これまで取り組まれてきている、観点別学習状況の評価の推進と評価規準等の工夫、パフォーマンス評価やポートフォリオ評価といった評価方法の工夫、評価計画も含めた単元指導計画の作成などに目を向けることが大切です。その際、これからの教育における評価が果たすべき役割についてしっかりした考え方をもち、それを見失わないよう留意してください。

なお、平成29・30年改訂の学習指導要領を踏まえた学習評価や指導要録の在り方については、中央教育審議会教育課程部会の報告や文部科学省の通知が示されています（参考文献（8）（9））ので、これも手がかりにしてください。

●単位修得試験の評価基準

研究の視点を踏まえ、調べ、考察を行っていること。

論旨を明快に示し、論理的にまとめられていること。

テキストを熟読し、著者の意見と自分自身の意見を区別して記述すること。

●使用テキスト

(1) 吉富芳正編 『現代教育課程入門』 明星大学出版部 2019

(2) 高浦勝義 『指導要録のあゆみと教育評価』 黎明書房 2011

(3) 無藤隆他 『新指導要録の解説と実務 中学校』 図書文化社 2019

●参考文献

- (1) 文部科学省『学制百年史』、『学制百二十年史』
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.htm
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318221.htm
- (2) 国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」
<http://www.nier.go.jp/guideline/>
- (3) 水原克敏『学習指導要領は国民形成の設計書Ⅷ〔増補改訂版〕その能力観と人間像の歴史的変遷』 東北大学出版会 2017
- (4) 文部科学省ホームページ「授業改善のための参考資料（教職員向け）」中 「学習評価」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiyouen/index.htm
- (5) 教育課程審議会 『児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について（答申）』
平成 12 年 12 月 4 日
- (6) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会『児童生徒の学習評価の在り方について（報告）』平成 22 年 3 月 24 日
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/095/houkoku/1346321.htm
- (7) 中央教育審議会『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）』平成 28 年 12 月 21 日
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm
- (8) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会『児童生徒の学習評価の在り方について（報告）』平成 31 年 1 月 21 日
- (9) 文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」平成 31 年 3 月 29 日
- (10) 天野正輝『教育評価史研究』東信堂 1993
- (11) 田中耕治『人物で綴る戦後教育評価の歴史』三学出版 2007
- (12) 高浦勝義 『ポートフォリオ評価法入門』 明治図書 2000
- (13) 松下佳代『パフォーマンス評価—子どもの思考と表現を評価する—』日本標準ブックレット No.7 2007
- (14) 三藤あさみ・西岡加名恵『パフォーマンス評価にどう取り組むか—中学校社会科のカリキュラムと授業づくり—』日本標準ブックレット No.11 2010
- (15) 田中耕治編著 『パフォーマンス評価 思考力・判断力・表現力を育む授業づくり』 ぎょうせい 2011
- (16) 西岡加名恵『教科と総合学習のカリキュラム設計—パフォーマンス評価をどう活かすか』 図書文化社 2016
- (17) 西岡加名恵『「資質・能力」を育てるパフォーマンス評価 アクティブ・ラーニングをどう充実させるか』 明治図書 2016
- (18) 堀哲夫『新訂一枚ポートフォリオ評価 OPPA 一枚の用紙の可能性』東洋館出版社 2019

科目コード	016300
科目名	授業特殊研究C（情報教育）
担当教員	今野貴之

●テーマ 「情報教育の課題を乗り越えるための研究デザイン」

近年、情報通信技術（Information and Communication Technology 以下 ICT）が進み、情報や知識が日常生活や社会生活の基盤をなす知識基盤社会といわれています。このような社会において学校教育、生涯教育、企業内教育などの教育システムが、従来の教室型から、遠隔であっても双方向性のやり取りができる学習体系に変わってきました。

一方で、授業を行う教授者側の準備が整っていないことや、学習者の学習特性に対応できるような学習環境を満たし得ていない状況が問題視されています。

これら諸課題の解決には ICT を単に用いた教育だけではなく、人々の多様なニーズを充たすため、時間や場所を選ばない教育システムを効果的に実践するための方法やその学習環境を設計・実施・評価していくことが求められています。さらに、ICT の活用が学習や子ども達に与える精神的、心理的影響、情報モラル教育などの観点の議論も進められなければならない状況もあります。

以上のような観点から、本科目においては、知識基盤社会における教育システムを主軸として、それらにかかわる知識・認識の本質、構造、方法など、観点を明確にして ICT を活用した授業設計をすること、および、そのような授業における課題を導き出します。加えて、課題をもとに研究目的や研究方法を検討することなど、教育における ICT の活用に関する基本理念と研究デザインを扱っていきます。

●研究の視点

- (1) 知識基盤社会の特徴と教育への影響
- (2) 情報教育の理念
- (3) 情報通信技術の教育ツールとしての有効性と限界
- (4) 教育システムの分析、評価
- (5) 教授者の対応、事例研究
- (6) 知識基盤社会の子ども達への精神的、心理的影響
- (7) 認識論の理解とメタアプローチ
- (8) 情報教育の課題とその研究デザイン

●レポート課題と学習ポイント

課題1 情報通信技術を活用した授業の考え方、授業計画、進め方等を自身が依拠する認識論の立場を明確にしてまとめなさい。

知識基盤社会における双方向性の学習体系では、知識をつたえることのみで終始するのではなく、人と人の関係性の中で知識を構築することも重視されてきました。このような状況における研究という行為は、認識主体としての研究者がこの状況（世界）をどのように捉えるのかで変わってきます。

本課題について論じるためには、以上の事項を踏まえつつ、以下の3つの観点をまじえてテキスト及び参考文献を読みこみ、学習を深めることが望まれます。

第1に、認識論についての理解を深め、自身の考え方はどのアプローチに依拠するかを明確にする必要があります。自己のメタアプローチ（ヒュポダイム）を自覚することは博士論文執筆にも重要なポイントとなります。なお、人と人の関係性の中で知識を構築するようなことのみが唯一の学習体系ではないため、テキストおよび参考文献を読み込み自身の研究テーマとの関連の中で自身のメタアプローチを明確にすることが重要です。

第2に、知識基盤社会における情報教育の位置付けを明らかにする必要があります。知識基盤社会において求められる資質のひとつとして、情報活用に関する基本的な能力である情報リテラシーがあります。これは学校教育にとどまらず、生涯教育、企業内教育などにおいても重要な意味を持ちます。さらに教授者に求められる資質のひとつとして ICT 活用指導力があげられています。以上のことから、知識基盤社会において求められる資質を従来の教育内容と合わせて整理した上で、どのような情報教育をいかに進めるかについて考察してください。

第3に、自身が依拠するメタアプローチから情報通信技術を活用した情報教育の考え方、授業計画、進め方などを整理してください。特に、情報教育の考え方、授業計画、進め方の利点や欠点を整理したり、教授者や学習者はそれぞれどのように位置付けたりするのかなどをテキストや参考文献に留まらず調べ、考察する必要があります。

以上の3観点をもって課題に取り組むと同時に、適宜、参考文献や先行研究を用いて理由と根拠を示して論じてください。

課題2 ICT を用いた教育実践の事例をひとつ挙げた上で、研究上の問いを明確にしなさい。さらにその研究上の問いから研究目的を設定し、対応する研究方法をまとめなさい。

ICT を用いた教育実践研究は学校教育のみではなく生涯教育や企業内教育といった成人を対象としている研究もあります。本課題について論じるためには、以上の事項を踏まえつつ、以下の3つの観点をまじえてテキスト及び参考文献を読み込み、学習を深めることが望まれます。

第1に、自身の研究テーマに近い領域から、ICT を用いた教育実践に関する論文をいくつか選び、研究上の問いを整理してください。テキストや参考文献には情報教育関連の論文や専門書が示されており、それらに関連した論文や学術書などを検索するのがよいでしょう。研究上の問いはリサーチクエッションとも言われ、論文執筆に関わるとても大事な内容です。

第2に、研究上の問いから、研究目的を設定してください。研究上の問いはそのまま研究目的と

して設定できる場合もありますし、そうでない場合もあります。情報教育に関する研究論文として適切な研究目的を考察してください。

第3に、研究目的に適した研究方法を選定してください。研究目的を達成するにはどのような研究方法が適するのかを考察してください。たとえば研究目的によって定量的、あるいは定性的な方法をとるのが変わります。どちらの研究方法をとるにしても方法の妥当性と信頼性を担保するための参考文献を用いることが必要です。

以上の3観点は、課題1の内容とも関連し、どの認識論に基づくのが大事なポイントです。研究上の問い、研究目的、研究方法の一貫性がとれるような研究デザインを考察することを求めます。

● 単位修得試験の評価基準

- * 試験問題のポイントを適切に把握して記述しているか。
- * 試験問題と関連する「レポート課題と学習ポイント」で示された内容を踏まえた解答になっているか。
- * 参考文献や先行研究を用いて理由と根拠を示しながら考察されているか。
- * テキストや参考文献からだけでなく、自身の考察を踏まえた論理展開になっているか。

● 使用テキスト

1. 久保田賢一・今野貴之【編著】『主体的・対話的で深い学びの環境と ICT アクティブ・ラーニングによる資質・能力の育成』（新装版） 東信堂 2022
2. 野村康【著】『社会科学の考え方：認識論、リサーチ・デザイン、手法』名古屋大学出版会 2017
3. 大島 純・千代西尾祐司【編】『主体的・対話的で深い学びに導く学習科学ガイドブック』北大路書房 2019

● 参考文献

1. 舟生 日出男【編著】『教師のための情報リテラシー』 ナカニシヤ 2012
2. Gergen, K. J., 【原著】東村知子【監訳】『あなたへの社会構成主義』ナカニシヤ出版 2004
3. R.Keith Sawyer【原著】森 敏昭・秋田 喜代美・大島 純・白水 始【監訳】『学習科学ハンドブック 第二版 第1巻: 基礎/方法論』北大路書房 2018
4. R.Keith Sawyer【原著】大島 純・森 敏昭・秋田 喜代美・白水 始【監訳】望月 俊男・益川 弘如【編訳】『学習科学ハンドブック 第二版 第2巻: 効果的な学びを促進する実践/共に学ぶ』北大路書房 2016
5. 高鞆 裕樹・田嶋 知宏「情報メディアの活用〔新訂〕」 放送大学教育振興会 2022
6. 箕浦康子 (1999). 『フィールドワークの技法と実際—マイクロ・エスノグラフィー入門』ミネルヴァ書房
7. 箕浦康子 (2009). 『フィールドワークの技法と実際Ⅱ—分析・解釈編』ミネルヴァ書房

科目コード	016400
科目名	授業特殊研究D（教育社会学）
担当教員	須藤康介

●テーマ 教育社会学

学术界で一定のインパクトを有した教育社会学の研究知見を学び、さまざまな教育現象を、常識に捉われずに多面的に考察するスキルを身につける。現代および過去の学校の中で何が起こったのか。学校の外で何が起こったのか。両者はどう関係しているのか。教育の役割や課題、そして今後の在り方について社会学的に検討する。

●研究の視点

教育社会学の特徴は、①エビデンスの重視、②脱常識、③格差・不平等という視点、④現代の見取り図の提示にある。大学院生は、これらの視点を身につけるだけでなく、実際にこれらの視点に基づく研究を行えるようになることが期待される。

●レポート課題と学習ポイント

課題1 テキスト『教育言説の歴史社会学』、または参考文献に示した5冊の中のいずれかを精読し、関連する先行研究を検討し、自らの考察を述べよ。

課題2 テキスト『日本のメリトクラシー 増補版』、または参考文献に示した5冊の中のいずれかを精読し、関連する先行研究を検討し、自らの考察を述べよ。

テキストの内容を要約しただけでは不可であり、テキストの内容と関係のない持論を述べても不可である。「○○という点について、自分は××だと考える。なぜなら……」のように、テキストの内容と先行研究をふまえた考察を論述する。自分の経験を根拠にするのではなく、さまざまな理論やデータに目を向けて議論することが求められる。課題1と課題2ともに参考文献の中から選ぶ場合は、異なる文献を扱うこと。

●単位修得試験の評価基準

論述問題を出題する。教育社会学の先行研究を学習しているか、教育現象を社会学的に考察することができているか、の二つの観点から評価を行う。

●使用テキスト

- (1) 広田照幸 2001『教育言説の歴史社会学』名古屋大学出版会。
- (2) 竹内洋 2016『日本のメリトクラシー 構造と心性 増補版』東京大学出版会。

●参考文献

今津孝次郎 2017『新版 変動社会の教師教育』名古屋大学出版会。

荻谷剛彦 2001『階層化日本と教育危機』有信堂。

志水宏吉 2002『学校文化の比較社会学』東京大学出版会。

中澤渉 2014『なぜ日本の公教育費は少ないのか』勁草書房。

本田由紀 2005『多元化する「能力」と日本社会』NTT 出版。

『教育社会学研究』『子ども社会研究』『社会と調査』『理論と方法』などに掲載されている論文は、関心があるものだけでも追うことが望まれる。

科目コード	016500
科目名	授業特殊研究E（教育心理学）
担当教員	杉本明子

●テーマ 「教授・学習研究における心理学的アプローチ」

学校、職場、地域社会など様々な場面において、私たちは絶えず新しいことを学習し、また、状況に応じて他者に必要な事柄を教えるという活動に携わっています。このような教授・学習という活動における人間の行動と心的過程を科学的に解明しようとするのが心理学（特に、教育心理学・認知心理学）という学問です。

これまで、心理学の領域では、教授・学習に関わる様々なテーマ（生物学的基盤、発達、感覚、知覚、意識、記憶、言語、思考、動機づけ、感情、知能、人格、社会性、障害、測定と統計的方法など）に関して世界中で膨大な知見が蓄積されてきました。しかしながら、教授・学習に関して私達が取り組まなければならない研究課題は未だ多く残されています。

本講では、受講生が自分自身の研究テーマについて心理学的な観点から概観し、今後の研究計画を立案するための礎を作ることを目的としています。具体的には、受講生が（1）テキストで取り上げられているテーマ（章）のうち自分自身の研究テーマに関連する章を読み（さらに、関連研究をレビューし）、これまでどのような研究が行われてきて何が明らかにされてきたのか、自分の研究はどこに位置づくのか、自分の研究の意義は何かについて考察する、（2）自分の研究テーマに取り組んでいくためにはどのような研究方法を用いるべきかについて検討する、そして最終的には、（3）博士論文のプロポーザル作成の礎を作ることを目指しています。

●研究の視点

- （1）教育心理学・認知心理学における代表的な研究テーマ・研究方法の理解
- （2）自分自身の研究テーマに関する先行研究のレビュー
- （3）自分自身の研究テーマ・目的に適合した心理学的研究方法の理解

●レポート課題と学習ポイント

課題1 『第15版 ヒルガードの心理学』と『認知心理学』で取り上げられているテーマ（章）のうち自分自身の研究テーマに関連する章を読み（必要があれば、これらの文献以外で関連する先行研究をレビューし）、これまでどのような研究が行われてきて何が明らかにされてきたのか、自分の研究はどこに位置づくのか、自分の研究の意義は何かについて考察しなさい。

課題2 『心理学の実践的研究法を学ぶ』（必要があれば参考文献やその他の文献）を読み、自分の研究テーマに取り組んでいくためにはどのような研究方法を用いるべきかについて検討しなさい。

課題1・2ともに、テキスト及び参考文献を参考にして、自分の研究課題の学問的位置づけと意義及び研究方法について考察してください。研究テーマ・課題は受講生が自由に選んで構いません。また、本講は、博士論文のプロポーザル作成の礎を作ることを目的としていますので、テキストや参考文献として挙げられている文献以外に関しても、積極的にレビューして下さって結構です。

●使用テキスト

- (1) 内田一成 (監訳) (2015) 『ヒルガードの心理学 第16版』 金剛出版.
- (2) 箕浦康子 (編著) (1999) 『フィールドワークの技法と実際 - マイクロ・エスノグラフィー入門』 ミネルヴァ書房.
- (3) 箱田裕司・都築誉史・川端秀明・萩原滋 (編著) (2010) 『認知心理学』 有斐閣.

●参考文献

- (1) 平山満義 (編著) (2006) 『質的研究法による授業研究：教育学・教育工学・心理学からのアプローチ』 北大路書房
- (2) 遠藤健治 (著) (2002) 『例題からわかる心理統計学』 培風館
- (3) 兵藤宗吉・須藤智 (編著) (2003) 『認知心理学基礎実験入門』 八千代出版
- (4) Levitin, D. J. (2002) (編) 『Foundations of Cognitive Psychology: Core readings』 The MIT Press.
- (5) Carver, S. M. & Klahr, D. (2001) 『Cognition and Instruction: Twenty-Five Years of Progress』 Lawrence Erlbaum Associates.
- (6) Anderman, E. & Anderman, L. H. (2009) 『Psychology of Classroom Learning』 (Volume 1 & 2) GALE Cengage Learning.
- (7) Schiffrin, D, Tannen, D. & Hamilton, H. E. (2001) 『The Handbook of Discourse Analysis』 Blackwell Publishers Ltd.

科目コード	016600
科目名	幼児教育特殊研究A（保育）
担当教員	齋藤政子

●研究テーマ

「乳幼児の発達と保育」を主要なテーマとしています。内容は、学部で学ぶような発達理論の復習ではなく、最近の乳幼児期の発達に関する知見や教育思想について触れながら進めます。

演習においては、受講する院生自身の研究テーマにひきつけて、進めていきますが、まずは、乳幼児期の言葉や認知・思考、自我の発達のプロセスなどを、おとなの意図的教育的働きかけとしての保育とのかかわりで学んでいきたいと思います。また、保育とは何か、教育とは何かという問題にも取り組んでいきたいと思います。

●研究の視点

今年度は、研究の視点は下記の3点に絞ります。

1. 乳幼児期の発達と保育との関連について
2. 保育方法・内容と日本の保育実践について
3. 保育とは何か、教育とは何か

●レポート課題と学習ポイント

乳幼児期の発達理論、教育理論双方から課題に迫っていききたいと思います。多くの文献に目を通すことも必要ですが、古典的な文献をじっくり読むことも大事です。理解不能の箇所はそのまま素通りしつつ、とにかく読み続けてみましょう。閃くところがきっとあるはずですので、その部分と自分のテーマとの関連を考察してみるとよいと思います。

また、拙著『子どもとつくる4歳児保育』は4歳児保育のあり方についてまとめたものですが、第一部の理論編は、子どもの発達の捉え方、保育とは何かという問題への切り込み方の参考になると思いますし、第二部の実践編は、その理論をどう具体化するかについてわかりやすくまとめられたものですのでぜひご一読をお勧めします。

課題1 おとなが、子どもの成長・発達に、どうかかわっていくかという問題について論じなさい。その際、ご自身のフィールドに合わせ、保育・育児のどちらかを選んでください。

課題2 どちらかひとつを選んでまとめなさい。

- ①保育の方法の展開と保育実践との関連について検討し、保育の在り方を論じなさい。
- ②フレイレのいう「教えるということ」の内実を幼児教育にひきつけて論じなさい。

●使用テキスト：

- (1) 齋藤政子 編著 『子どもとつくる4歳児保育』 ひとなる書房 2016
- (2) 日本保育学会編 『保育学講座①保育学とは』 東京大学出版会 2016
- (3) パウロ・フレイレ著 三砂 ちづる訳『被抑圧者の教育学 50周年記念版』 垂紀書房 2018

●参考図書

- (1) やまだようこ著『ことばの前のことば』 新曜社
- (2) 青木秀雄編著『第2版 教職入門-専門性の探究・実践力の錬成』 明星大学出版部 2017
- (3) ルビンシュテイン著 秋元春朗ほか訳『一般心理学の基礎4』 明治図書
- (4) ドナルド・ショーン著 佐藤学・秋田喜代美訳『専門家の知恵』 ゆみる出版
- (5) パウロ・フレイレ著 里見実訳 『希望の教育学』 太郎次郎社
- (6) 大日向雅美 著『新装版 母性の研究 その形成と変容の過程：伝統的母性観への反証』 日本評論社 2016

科目コード	016701
科目名	幼児教育特殊研究B（音楽教育）
担当教員	板野和彦

●テーマ 「音楽教育における理論と実践：ジャック＝ダルクローズを手がかりとして」

教育現場における音楽教育はこの数十年間で大きな変化をとげてきました。まず、取り上げる音楽そのものが変化してきたことを指摘する必要があります。ポピュラー音楽の台頭、日本の伝統的な音楽を含む諸民族の音楽が重視されるようになってきたこと、デジタル機器が導入されたことによる変化などはいずれも大きな転換を引き起こした要素です。そして、これら音楽の変化と平行して、これを受け止める子どもたちにも大きな変化があったと考えられます。少子化や家族の状況の変化による気質の変化、音楽は学ぶものというより楽しむものであり表現するものであるという捉え方の広がりなど、大きな変化が見られます。音楽教育に携わる教員はこのような変化を知り、それに対応してより良い音楽教育を展開してゆく必要があります。そしてそのためには音楽教育の目指すもの、理想とする子ども観、つまり音楽教育によってどのような子どもを育てたいのか、という教育理念について考えてゆく必要があります。

本研究でリトミックの創案者であるジャック＝ダルクローズを取り上げる理由は、彼の教育法であるリトミックが、音楽教育において身体運動を活用したユニークな教育法であったということに加えて、その教育理念が様々な変遷を経て、明確なかたちで提示されているからです。学生たちに和声学を指導する音楽教師としてそのキャリアを始めたジャック＝ダルクローズは音楽を聴き取ること、リズム、身体運動などに着目しながら音楽的な技術を身につける教育から、学習者の人間の一般的な諸能力を高める教育へと目指すところを高めてゆきました。

今回取り上げる『リズムと音楽と教育』はジャック＝ダルクローズが自身の音楽教育法を確立した時期に著された、彼の主著であり、「音楽教育において何を旨とするのか」ということが明確にされています。音楽教育研究では、指導法や教材など実的な側面が強調される傾向があり、またジャック＝ダルクローズの教育法であるリトミックにおいても「体験することによって学ぶ」という側面が強調されがちですが、ジャック＝ダルクローズをはじめとした音楽教育家たちの教育理念について学ぶことは、私たちが現代の日本における音楽教育を考える際に、その基礎となるものであると考えることができます。

●研究の視点

- (1) 現在の音楽教育の動向についての理解
- (2) 音楽教育史におけるジャック＝ダルクローズの位置づけ
- (3) ジャック＝ダルクローズの教育理念および実践的内容の理解
- (4) ジャック＝ダルクローズの思想が日本の音楽教育に及ぼした影響の検証
- (5) 理論と実践の関連への関心の深まり

●レポート課題と学習ポイント

課題1 ジャック＝ダルクローズ著『リズムと音楽と教育』の任意の1章を精読し、ジャック＝ダルクローズの見解に対する自分の考えを述べなさい。

ここで指定した『リズムと音楽と教育』はリトミック音楽教育法の指導内容の解説ではなく、彼の音楽教育についての考え方を述べたものですから、ある種のマニュアルとはその読み方が大きく異なります。さらに日本ではあまり馴染みのないリズム用語が多用されていたり、具体的な音楽の内容と抽象的な内容が連続している部分などもあり、読みやすいとは言えません。しかし、そこには教室で子どもたちや学生たちを指導しながら身体運動を活用した音楽教育法を確立した作曲家、演奏家、そして音楽教育者であった彼の教育観が明確に示されています。

ご自分で任意の章を選択していただきたいと思いますが、第1章の前にある序章もその選択の中に加えてください。これはすべての章を書いた後でジャック＝ダルクローズがまとめとして書いたものですので包括的な内容が示されています。また第1章は彼の教育の基本となった、音を聴き取ることに重点をおいて書かれています。第2章は学校で教えられている内容についての見解が示されており、第4章は音を聴き取ることとリズムに関する学習の関連性について書かれています。

ジャック＝ダルクローズを肯定する見解であれ、批判する見解であれ、自由に論じてください。

課題2 テキスト『音楽教育メソードの比較』の終章「特定のメソードを選ぶか折衷主義をとるか？」を読み、20世紀に創案されたいくつかの音楽教育メソードの理念、原理、実践方法などについて、様々な角度から論じてください。

深く検討するためには終章以外の章も精読する必要がありますが、身体運動や歌唱など、音楽教育をさまざまな側面から検討し、またさまざまな地域で活用されたこれらのメソードについて自分の実践経験とも関連させて論じてください。

●使用テキスト

- (1) ジャック＝ダルクローズ 著 『リズムと音楽と教育』（初版 2003）全音楽譜出版社
- (2) L.チョクシー 他著『音楽教育メソードの比較—コダーイ、ダルクローズ、オルフ、C・M』（2016）全音楽譜出版社
- (3) マルタン 他著 『エミール・ジャック＝ダルクローズ』（初版 1977）全音楽譜出版社

●参考文献

- (1) ジャック＝ダルクローズ著『音楽と人間』（2011）開成出版
- (2) リング他著『リトミック事典』（2006）開成出版
- (3) 山名淳著『夢幻のドイツ田園都市』（2006）ミネルヴァ書房

科目コード	016800
科目名	幼児教育特殊研究C（児童家庭福祉）
担当教員	石田健太郎

●テーマ 「ライフスタイルと社会政策」

本科目は、ライフスタイルやライフコース、社会問題と社会福祉政策（とりわけ児童家庭福祉）との関連（結びつきかた・問いの立て方・実践）といった具体的対象の分析・検討をふまえて、福祉社会学的な視点・分析枠組・方法についての理解を深め、各自の研究に応用していくことを目標としています。

社会科学の基礎論をふまえ、社会政策研究と生活研究を体系的に理解することで、私的領域としての個人・家族と公的領域としての国家・社会との関係を再考するための基本的枠組を習得し、その応用的展開への足場を固めることが重要です。こうした再考が必要となる社会的背景は、①人口構造の変容、②家族扶養規範の変容、③子どもの位置づけの変容、④これらの変容をふまえた社会政策・社会保障・社会福祉の変容、です。

●レポート課題と学習ポイント

課題1 生活の質について、概念を定義した上で、何らかの生活課題を抱えるひとびとへのケア・福祉実践のあり方について、自身の考えを述べてください。

わたしたちの生活を規定する要因はさまざまですが、社会政策（とりわけ子どもの養育においては児童家庭福祉）は、ひとびとの〈生活の質〉観によって大きく規定されています。どの程度の生活があたりまえの生活と言えるのか、また、どのような生活のあり方が、ひとびとの生活の質、すなわち、ゆたかな生をおくっていると言えることになるのかといった事項に関する社会的合意は、非常に難しく、ひとびとのおかれた社会文化的状況や時代・地域によっても異なります。公的に充足すべき必要（ニード）とそうでない必要（ニード）、まだ社会に認知されていない必要（ニード）など、ご自身の経験も踏まえながら、論じてください。

課題2 現代の日本社会における社会問題を任意にとりあげ、その概要を説明した上で、自身の考察を自由に論じてください。

福祉社会学の基本的な視点・分析枠組について、テキスト（1）（2）で取り上げられているキーワードの学習をおこなったことを前提に、各自の関心に応じて、わたしたちの生（生命・生活・生涯・一生）をめぐる様々な社会問題について、社会政策との関連から〈考える〉というプロセスを言語化してみることが課題の目的です。こうした営みを通じて、関心の持ち方、問いの立て方、解決へのアプローチの仕方、などが明確となるとともに、自身の寄って立つ社会科学における理論的基盤も明らかになっていくでしょう。なお、本科目においては、徹底して社会的現象として社会問題を捉え、それに社会的にアプローチしていくことを重視していることを申し添えます。

●単位修得試験の評価基準

設問に対応して、基礎的なことをきちんと説明した上で、自分の考えを十分取り入れて作成された答案を合格とします。また、児童家庭福祉のあり方に関する基本的な知識及び福祉社会学の視点にもとづいて、考察を行えるようになっているかどうかも評価の対象となります。

●使用テキスト

- (1) 福祉社会学会編集 (2013) 『福祉社会学ハンドブックー現代を読み解く 98 の論点』中央法規
- (2) 比較家族史学会編 (2015) 『現代家族ペディア』弘文堂
- (3) 下夷美幸 (2021) 『家族政策研究』放送大学教育振興会

●参考文献

- (1) 岩田正美 (2016) 『社会福祉への招待』放送大学教育振興会
- (2) 青井和夫・松原治郎・副田義也 (1971) 『生活構造の理論』有斐閣
- (3) 『リーディングス日本の社会福祉』日本図書センター

科目コード	016700
科目名	幼児教育特殊研究D（児童文化）
担当教員	羽矢みずき

●テーマ「児童文化財の研究」

様々な児童文化財の中で、保育・幼児教育の現場や家庭教育との関わりの深い絵本をとりあげ、作品の表現や構造に即した分析と、子どもがそれをどう享受するかということについての観察と考察を通して子ども理解を深め、幼児の読書の特質を見極めます。

●研究の視点

- (1) 様々な児童文化財とは異なる絵本固有の表現の特質
- (2) 絵本の作品研究
- (3) 絵本と子ども読者の関わり
- (4) 幼児の読書の特質

●レポート課題と学習ポイント

課題1

子どもに読み聞かせたい絵本を1冊選び、その作品研究をなさい。あわせて、どうしてその絵本を読み聞かせたいのか書きなさい。

子どもたちに読み聞かせる絵本を選ぶには、まず、自分が多くの絵本に触れる必要があります。絵本に出会う手引きとしては、参考文献(1)日本子どもの本研究会絵本研究部編『えほん こどものための500冊(5)』『えほん こどものための300冊』などを参考にしてください。(4)鳥越信編『はじめて学ぶ日本の絵本史』などによって、絵本の歴史を理解しておくことが大切です。

子どもたちに読み聞かせたい絵本1冊を選んだら、実際に読み聞かせる前に、とりあげる作品について十分に研究しておく必要があります。作品研究は、その絵本を作った絵本作家の他の作品もひと通り読み、その作家の描こうとしているテーマをつかむことから始めます。また、どうしてその絵本を子どもたちに読み聞かせるのかという自分なりのモチーフを形成して、子どもたちのいる場に臨んでほしいと思います。

絵本の作品研究の方法については、テキスト(1)村中李衣『絵本の読みあいからみえてくるもの』、(2)棚橋美代子他『絵本論』を参考にしてください。

課題2

作品研究をした絵本を、幼稚園、保育所、児童館、地域・家庭文庫などの場で実際に読み聞かせて、子どもたちの様子を観察しそれを記述しなさい。また、その観察を通して幼児の読書のあり方の特質についても考察しなさい。

絵本を読み聞かせたときの子どもたちの様子を観察し、それについて考察するためには、ビデオ撮影をするのもよいでしょう。読み聞かせのときの子どもの反応としては、言葉によるものだけでなく身体的なものも予想されるからです。撮影したビデオを繰り返し見ることで、様々な発見があるでしょう。

作品研究を通して自分が捉えたものと、読み聞かせたときの子どもたちの反応には、何らかのズレがあるかもしれません。そのズレが幼児の読書の特質を考えるきっかけになるはずです。考える中で、幼児の読書のあり方に関して何らかの仮説を立てることができたなら、その仮説を検証するために、さらに読み聞かせを重ねる必要があります。子どもたちの様子を観察しながら考察を深めていく方法と、絵本と子どもの関わりについては、テキスト(3)と、参考文献(2)(3)村中李衣の著書にヒントがあります。

●使用テキスト

- (1) 村中李衣『絵本の読みあいからみえてくるもの』ぶどう社 2005年
- (2) 松岡 享子『子どもと本』岩波新書 2015年

●参考文献

- (1) 日本子どもの本研究会絵本研究部編『えほん 子どものための500冊』一声社 1989年
- (2) 村中李衣『子どもと絵本を読みあう』ぶどう社 1993年
- (3) 村中李衣『読書療法から読みあいへー「場」としての絵本ー』教育出版 1998年
- (4) 鳥越信編『はじめて学ぶ日本の絵本史』Ⅰ～Ⅲ、ミネルヴァ書房 2001年～2002年
- (5) 日本子どもの本研究会絵本研究部編『えほん 子どものための300冊』一声社 2004年

科目コード	017000
科目名	障害児者教育特殊研究B（障害児者自立支援）
担当教員	島田博祐

●テーマ 「障害児者のQOL（生活の質）と生涯学習支援」

従来の障害児教育は、「障がいを持っていてもできるだけ日常生活に不自由しない能力を身につけること」を主眼としたADL（日常生活動作）面重視のものであったが、ノーマリゼーションの理念に基づき、「障がいを持っていても各種の制度や施設などの社会資源を有効に利用しながら生活を楽しむ」といったQOL（生活の質）面重視の観点が必要になってきている。

障害児者の社会参加に向けての支援モデルに関しても、当事者の能力開発・向上を重視するAbility(個人能力) Model から環境調整やナチュラルサポートに基づく付加支援を重視するStrength（相互作用）Model への転換が図られてきている現状がある。

障害児が学校卒業後も支援を受けながら可能な範囲で社会的に自立し、充実した生活を送るためには、個人のニーズに応じ且つ社会的妥当性が高い学齢期以後も見据えたカリキュラムを作成、実行することが不可欠である。

また学齢期以後の生涯学習支援として、大学など高等教育機関のバリアフリー化もあげられる。具体的には身体障害を持つ学生に対する支援サポート体制作り、知的障害者を対象としたオープンカレッジなどの試み等である。2001年にWHOから出された国際障害分類（ICF）において、社会参加の側面が重視されており、選択の幅を狭くされることを余儀なくされていた障害児者にとって学ぶ機会を提供することは、まさに社会参加とエンパワメントにつながると思う。

最後に障害児者に対する教育だけでなく、周囲の人間が障害を理解するための教育（障害理解教育）や社会づくりも課題となり、それには福祉・医療・労働・司法など様々な隣接領域との連携が不可欠である。

上記の観点を踏まえた上で、本講ではより専門性が高い博士課程であることを考慮し、一応の指針として以下に研究の視点を提示するが、上記の観点を踏まえた上で自身の研究課題との結びつきにおいて自由に論じていただきたいと考える。

●研究の視点

- (1) 障害児者の生涯発達支援を見据えた支援
- (2) 就学前・就学中・学齢期後を結ぶ移行支援
- (3) 高等教育のバリアフリー化
- (4) 生涯学習と支援について—社会参加の観点から
- (5) 障害児者の潜在的可能性（例：芸術分野など）を引き出す周囲の支援

●レポート課題と学習ポイント

上記(1)～(5)の例題を参考に、自身のテーマと関係する項目を2つピックアップし、自由に論じていただきたい。

●使用テキスト

- (1) 小林繁著 『障害を持つ人の学習権保障とノーマリゼーションの課題』 れんが書房新社 2010
- (2) マグナス家族編 高橋亮・島田博祐監訳『ある家族の愛の物語』 初版 2004 文化書房博文社
- (3) 村山伸子、藤井誠二他編著 『QOL と現代社会——「生活の質」を高める条件を学際的に研究する』 2017 明石書店

●参考文献

- (1) ロイブラウン編著 『障害をもつ人にとっての生活の質』 相川書房 2002
- (2) R.L.Schalock Quality of Life: Applications for People with Intellectual and Developmental Disabilities AAIDD
- (3) 梅永雄二・島田博祐・森下由規子編著 『みんなで考える特別支援教育』北樹出版 2019
注) 博士前期課程で使用
- (4) 富永光昭著 『小学校・中学校・高等学校における新しい障害理解教育の創造』 福村出版 2011 注) 博士前期課程で使用
- (5) 上田敏 『ICFの理解と活用』 萌文社 2005 注) 博士前期課程で使用
- (6) 小林亜津子著 QOLってなんだろう? ちくまプリマー新書 2018
注) 博士前期課程で使用
- (7) オープンカレッジ東京運営委員会編 『知的障害者の生涯学習支援—いっしょに学びともに生きる』 東京都社会福祉協議会 2010 注) 博士前期課程で使用
- (8) 国立特殊教育総合研究所編 『発達障害のある学生支援ガイドブック』 ジアース教育新社 2005
- (9) 橋本和明編著 『発達障害と思春期・青年期 生きにくさへの理解と支援』明石書店 2009年 注) 博士前期課程で使用
- (10) 古荘純一・柴田玲子・根本芳子・松崎くみ子 『子どものQOL尺度 その理解と活用』 診断と治療社 2014

科目コード	017100
科目名	障害児者教育特殊研究C（小児保健）
担当教員	星山麻木

●テーマ 「障がいのある子どもとその家族への支援」

障がいのある子どもとその家族への支援をテーマに課題と将来への展望について考察します。教育、福祉、医療との連携、或いは連携を促すための実践的な支援方法や工夫など、自ら課題を見つけ、考察を深めます。講義と演習を交えて知識と実践力を深め、自らの知と感性を磨きます。先行研究の紹介、討論、プレゼンテーション、実技などを通じて、保護者や支援者に対する実際的な支援に対する考察を深めます。

●研究の視点

- (1) 障がいのある子どもとその家族をテーマに課題を見つける
- (2) 自らの立場と社会的な役割から、将来への展望を考える
- (3) 保護者と支援者に対する支援について

●講義計画

- 1 オリエンテーション
- 2 障がいのある子どもとその家族に対する理解と支援方法
- 3 現在の課題と連携の在り方に対するプレゼンテーションと討論
- 4 音楽や動きを通じての体験
- 5 障がいのある子どもとその家族への支援と将来への展望

課題 現在置かれている自らの立場や社会的役割を考えながら、障がいのある子どもや保護者に関する支援の課題について、考察しなさい。

教育に関わる人すべてに関連すると思われる特別な支援を必要とする子どもと保護者に対する支援について、考察してください。テーマはなるべく焦点を絞り、ご自分の興味のあるものを選択してください。現在のご自分の立場や社会的役割を考え、その課題について、社会に対する提言として、論じてください。【2種類（2通）のレポートを作成】

●使用テキスト

- (1) 村瀬嘉代子 『こどもと家族への統合的心理療法』金剛出版 2001
- (2) 星山麻木 『この子は育てにくい、と思っても大丈夫 ～生まれてきてくれて、ありがとう 子どもに伝えたいあなたのために』 河出書房新社 2017

- (3) 星山麻木 『障害児保育ワークブック ―インクルーシブ保育・教育をめざして』 萌
文書林 2019

●参考文献

- (1) 小宮三彌 他 『障害児発達支援基礎用語辞典』 川島書店 2002
(2) 竹田契一 他 『幼児期軽度発達障害児への支援』 発達 97 ミネルヴァ書房 2004
(3) 東京 IEP 研究会 『個別教育・援助プラン』 安田生命事業団 2000
(4) 藤崎真知代 他 『育児・保育現場での発達とその支援』 ミネルヴァ書房 2002
(5) 本城秀次 編他 『就学相談と特別支援教育』 こころの科学 124 日本評論社 2005
(6) 文部科学省 『児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン』
東洋館出版社 2004
(7) 杉山登志郎 『「ギフテッド」天才の育て方』 学研教育出版 2009

第10章 明星大学大学院学則の準用

(学則の準用)

第42条 本大学院学則に定めるもののほか必要な事項は、明星大学大学院学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、2022年4月1日から施行する。

2 この学則は、2022年度入学者より適用する。

2. 明星大学通信制大学院教則（抜粋）

平成27年4月1日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この教則は、明星大学通信制大学院学則（以下「通信制大学院学則」という。）第3条の3他、明星大学大学院学位規則（以下「学位規則」という。）に基づき、研究科又は専攻の人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的等、並びに明星大学通信制大学院（以下「本大学院」という。）の学生の学修について必要な事項を定める。

(適用)

第2条 この教則は、本大学院の研究科に在籍する学生（以下「学生」という。）に適用する。

(人材の養成に関する目的等)

第3条 本大学院の定める学則第3条の3に基づき、研究科又は専攻（以下「専攻等」という。）の人材の養成に関する目的等は、別表第1-1に定めるとおりとする。

2 学位授与方針、教育課程編成・実施方針及び入学者受け入れ方針は、別表第1-2、別表第1-3及び別表第1-4に定めるとおりとする。

第2章 学位授与の要件

(修士学位授与要件等)

第4条 通信制大学院学則第21条第1項に基づき、研究科委員会が定める学位授与の要件は、別表第2のとおりとする。

第5条 学位規則第3条に基づき、研究科委員会が定める修士学位論文の主題等の提出時期は、別表第3-1のとおりとする。

第6条 学位規則第4条に基づき、研究科委員会が定める修士の学位授与の申請時期は、別表第3-2のとおりとする。

(博士学位授与要件等)

第7条 通信制大学院学則第22条第1項に基づき、研究科委員会が定める学位授与の要件は、別表第2のとおりとする。

第8条 学位規則第12条に基づき、研究科委員会が定める博士学位論文の主題等の提出時期は、別表第3-3のとおりとする。

第9条 学位規則第13条に基づき、研究科委員会が定める博士の学位授与の申請時期は、別表第3-4のとおりとする。

(休学中の学位授与の申請)

第10条 休学中の者は、学位授与の申請を行うことができない。

第3章 履修について

(履修登録)

第11条 学生は研究指導教員の指導を受け、通信制大学院学則第13条に基づき、毎学年次のはじめの指定された期間に履修しようとする授業科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

2 履修登録をしていない授業科目は、単位を修得することはできない。

3 研究科長が必要と認めたとき、第1項に定める指定の期間以外に、履修登録をした授業科目の追加又は取消しを行うことができる。

(履修登録の条件)

第12条 履修登録できる授業科目は、入学年度に定められた教育課程に設置されたもののみとする。

2 同一科目を重複して履修登録すること、及び既に単位を修得した授業科目を履修登録することはできない。

(再履修)

第13条 学生は、当該年度に履修した科目の単位を修得できなかった場合、再度履修登録すること（以下「再履修」という。）ができる。

(聴講)

第14条 学生は、単位修得を目的とせずに、本大学院が開設する授業科目を受講すること（以下「聴講」という。）ができる。

2 聴講を希望する学生は、履修届により通信教育事務室に願い出なければならない。

3 前項の願い出に基づき、聴講の可否は、当該授業科目を担当する教員が決定する。

第4章 印刷教材等による授業について

(印刷教材等による授業)

第15条 通信制大学院学則第12条第6項に定める研究課題の指導を受けるにあたり、課題報告（以下「レポート」という。）を行うものとする。

2 レポートの1単位に相当する基準文字数は、2,000字程度とする。

3 レポートは、補助教材等に定める所定の条件を満たした上で提出しなければならない。

4 レポートは、合格、不合格で評価し、レポートが不合格の場合、再度提出するものとする。

5 前4項に定めるもののほか、レポートの提出期限その他の必要な事項は補助教材等に定める。

第5章 面接授業について

(開講期等)

第16条 通信制大学院学則第12条第4項第2号に定める面接授業は、集中スクーリングとする。

2 前項に定める面接授業の開講期及び開設授業科目は、補助教材等に定める。

(受講要件)

第17条 面接授業を受講できる者は、次の各号に定める要件を全て満たし、所定の期間に受講手続を完了している者とする。

(1) 履修登録していること。

(2) その他、科目担当教員が定める受講要件を満たしていること。

2 前項に定める受講手続は、補助教材等に定める。

(授業時間)

第18条 本学において行う面接授業の時間帯は、原則として次の各号に定めるとおりとする。

(1) 1時限目 9:00~10:30

(2) 2時限目 10:45~12:15

(3) 3時限目 12:55~14:25

(4) 4時限目 14:40~16:10

(5) 5時限目 16:25~17:55

(6) 6時限目 18:10~19:40

2 前項にかかわらず、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場

合、学長は面接授業の時間帯を変更することができる。

3 面接授業の時間帯を変更する場合は、補助教材等に定める。

第6章 試験について

(試験)

第19条 通信制大学院学則第14条に定める「試験」は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 単位修得試験

(2) 面接授業内の試験

2 試験には、レポート等成果物によるものを含む。

(単位修得試験の受験要件及び手続き)

第20条 単位修得試験を受験できる者は、次の各号に定める要件をすべて満たし、所定の手続きを完了した者とする。

(1) 履修登録していること

(2) 指定の期日までに所定のレポートを提出し、受理されていること

2 前項に定める手続きは、補助教材等に定める。

3 単位修得試験は、当該実施月のうち1日に限り受験することができる。

(単位修得試験の実施月、都市及び会場)

第21条 単位修得試験の実施月、都市及び会場は、補助教材等に定める。

(単位修得試験の受験)

第22条 単位修得試験の試験時間及び受験可能科目数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 博士前期課程の試験時間は1科目45分とし、最大4科目まで受験することができる

(2) 博士後期課程の試験時間は1科目90分とし、最大2科目まで受験することができる

2 単位修得試験を受験する学生は、試験監督者の指示に従わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、学生は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 学生証及び受験許可証(以下「学生証等」という。)を携行し、机上に提示すること。また、学生証等を忘れた者は、試験監督者に申し出て受験の許可を得なければならない。

(2) 受験のために使用を許可されたもの以外の物品は、机上に置くことはできない。

(3) 答案用紙には、科目コード、科目名、学籍番号、氏名、受験許可科目数、を明瞭に記入すること。

(4) 同一日に複数科目を受験する学生は、博士前期課程は45分毎、博士後期課程は90分毎に1科目の答案用紙を提出しなければならない。

(5) 退出の際には、配付された答案用紙を必ず全て提出すること。

4 試験開始後30分を超えて遅刻した場合、当月の単位修得試験を受験することはできない。

5 試験開始から30分経過するまでは、会場から退室することはできない。

6 受験許可された科目を、全て受験すること。ただし、単位修得試験開始後に受験の取消を行うことができる。受験の取消は、棄権答案の提出をもって行う。

7 学生は、棄権答案の提出後、直ちに会場から退出しなければならない。

第7章 緊急時の措置について

(緊急時の措置)

第23条 台風・大雪・地震等の各種自然災害、大規模な事故・ストライキ等による交通機関の運行停止及びその他不測の緊急事態の発生又は発生が予測される場合、学長は試験、面接授業の中止、休講又は短縮等の措置をとることができる。

2 前項に係る情報伝達は、学内放送、本学のウェブサイト、その他の適切な方法で行う。

第8章 成績について

(成績の評価)

第24条 通信制大学院学則第15条に定める各授業科目の成績の評価、評語及び評価基準は、別表第4-1のとおりとする。

2 修得した成績の評価を取り消すことはできない。

3 その他、成績評価に関する事項は補助教材等に定める。

(成績の評価に係る質問)

第25条 学生は、成績の評価に対する質問をすることができる。

第9章 博士論文の公表について

(公表の方法)

第26条 学位規則第22条に定める博士學位論文の公表は、本学の機関リポジトリの利用により行うものとする。

2 本学の機関リポジトリの利用について必要な事項は、別に定める。

第10章 非違行為について

(学修上の本分に反する行為)

第27条 学修上の本分に反する行為(以下「非違行為」という。)は、明星大学学生の懲戒に関する基準の別表に定めるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、非違行為は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 盗用・剽窃等の研究倫理に反する行為

(2) 学歴詐称

(3) その他、前2号に定める行為に準ずる行為

3 前2項に定める非違行為があった場合は、明星大学学生の懲戒に関する規程及び明星大学学生の懲戒に関する基準のほか、学長の判断により処分することができる。

第11章 その他

(学修等に関する情報伝達)

第28条 学修等に関する情報伝達は、原則として、補助教材等にて行う。ただし、必要に応じて、本学のウェブサイト等を使って行う。

(雑則)

第29条 この教則に定めるもののほか必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第30条 この教則の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この教則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、2021年4月1日から施行する。

3. 懲戒処分の標準例

	懲戒対象行為と態様	懲戒処分
犯罪行為等	殺人、強盗、強制性交等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は譴責
	わいせつ行為(痴漢、覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。)	退学、停学又は譴責
	ストーカー行為	退学、停学又は譴責
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	退学、停学又は譴責
	その他刑法等に抵触する行為	退学、停学又は譴責
重大な交通法規違反	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	退学、停学又は譴責
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因が本人の過失大なる場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因が本人の過失大なる場合	停学又は譴責
	その他道路交通法等に抵触する行為	退学、停学又は譴責
本学が定める諸規程及び命令に反する行為	「学校法人明星学苑ハラスメントの防止等に関する規程」に定めるハラスメントに該当する行為	退学、停学又は譴責
	「明星大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程」に定める不正行為及び不正使用に該当する行為	退学、停学又は譴責
	その他本学が定める諸規程及び命令に反する行為	退学、停学又は譴責
試験等における不正行為	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	譴責
	その他試験等における不正行為と見做される行為	退学、停学又は譴責
学生の学修及び研究、並びに本学の教育研究活動を妨害する行為	本学の教育研究活動又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は譴責
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用もしくは占拠	退学、停学又は譴責
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学又は譴責
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は譴責
	その他学生の学修及び研究、並びに本学の教育研究活動を妨害する行為	退学、停学又は譴責
その他学生の本分に反する行為	退学、停学又は譴責	

4. 明星大学研究倫理規程

平成20年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、明星大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公平性を確保するため、研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度の倫理的基準等について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表及び評価等にいたる研究に係るすべての過程における行為、決定及びそれに付随する全ての事項を含むものとする。
- (2) 「研究者」とは、本学の学部又は大学院に所属する教職員、本学が附置する教育研究機関に所属する教職員、本学の教職員の指導の下に研究を行う大学院生及び学部生、並びに本学の規程に基づき受け入れた学外の研究員をいう。
- (3) 「研究費」とは、本学が交付した経費、並びに特定の研究等を遂行する目的で国、地方公共団体、独立行政法人等の機関から交付等された経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。

(研究者の倫理基準)

第3条 研究者は、研究を行うにあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 各人の自覚に基づき、高い倫理的規範のもとに誠実に行動すること。
- (2) 人間の尊厳と基本的人権を尊重すること。
- (3) 人種、思想信条、性別、年齢、出自、宗教、民族、障害の有無及び家族状況等に関して、人権の侵害を行う又は行うおそれのある行為をしないこと。
- (4) 我が国の法令及び本学の諸規程等のほか、国際的に認められた規範、規約、条約及び該当の学会が定める倫理規程等を遵守すること。
- (5) 常に自らの行動や発言を律するように努めるとともに、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に自覚し、研究目的と研究手法の倫理的妥当性を考慮すること。
- (6) 大学院生又は学部生等が研究活動に加わる時は、当該大学院生又は学部生等が不利益を被らないように十分配慮するとともに、この規程を踏まえた指導を行うこと。
- (7) 研究計画の立案又は提案にあたっては、過去に行われた研究業績の調査及び把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認すること。
- (8) データ等の収集にあたっては、科学的かつ社会的に妥当と考えられる方法により行うこと。
- (9) 研究遂行中において、法令違反等がないかの確認のため、情報の提示を求められた場合には、誠実に対応すること。
- (10) 特許権の取得申請等合理的な理由により公表に制限がある場合を除き、研究の内容及び成果を広く社会に還元するため公表すること。
- (11) 他者の知的財産権を侵害しないこと、並びに、捏造、改ざん及び盗用等不正な行為を行わないこと。
- (12) 二重投稿や不適切なオーナーシップなどの不正な行為を行わないこと。
- (13) ハラスメントにあたる行為を行わないこと。
- (14) 明星大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程等を遵守すること。
- (15) 明星大学研究活動における行動規範を遵守すること。
- (16) 産学公連携活動を含む研究を行う場合、明星大学産学公連携活動に伴う利益相反マネジメントに関する規程等を遵守すること。

(事前の説明と同意)

第4条 研究者は、人の行動、環境及び心身等に関する個人の情報、並びにデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して、その目的及び収集方法を分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織又は団体等から当該組織又は団体等に関する資料、情報又はデータ等の提供を受ける場合も、前項に準ずるものとする。

(個人情報の保護)

第5条 研究者は、個人に関する情報の提供を受けて研究を行うとき、またそれらの情報を利用して教育を行うにあたっては、「明星大学個人情報取扱規程」等に基づき、当該情報を提供する者の個人情報を保護しなければならない。

2 研究者は、個人情報の管理に万全を期するとともに、研究結果の公表に際しては、個人が特定されることのないよう最大限配慮しなければならない。

3 前各項のほか、研究における個人情報の管理等について必要な事項は、別に定める。

(データ等の管理)

第6条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐため適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等について、事後の検証又は追試が行えるよう十分な期間保存しなければならない。

3 研究者は、研究成果である資料、情報及びデータ等を一定期間保存、管理し、必要に応じて開示しなければならない。

4 前項に定める必要事項は、別に定める。

(管理体制)

第7条 本学の研究に係る倫理を保持するため、次の各号に定める責任者及び相談窓口を置き、その運営・管理に係る責任と権限を定める。

(1) 学長は、最高管理責任者として、研究に係る倫理の管理の最終的な責任を負う。

(2) 学長が指名する副学長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、本学における研究に係る倫理の管理の実質的な責任と権限を有する。

(3) 研究科長、学部長及び本学の附属教育研究機関の長は、部局責任者として各部局における研究に係る倫理の管理の実質的な責任と権限を有し、主に次に掲げる業務を行う。

イ 研究者に対する必要な指導及び助言

ロ 研究に係る倫理の保持に対する研究者の注意を喚起し、認識を深めさせること

ハ 研究に係る倫理の保持に関する状況及びその対応等について、必要に応じて最高管理責任者へ報告すること

(4) 研究に係る倫理の保持に関する大学内外からの相談についての窓口は、事務局長とする。

(研究倫理委員会)

第8条 本学の研究倫理に関する方針を策定し、又は必要に応じて研究計画の審査を行うため、明星大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会及び審査の手続き等について必要な事項は、別に定める。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

5. ハラスメントに関する相談体制

本学はハラスメントの被害を受けた全ての教職員および学生等が安心して被害を相談し、訴えが出来るように相談体制を整えています。

全ての教職員及び学生等はハラスメント相談員にハラスメントに関わる相談、申立てをすることが出来ます。

なお、相談及び申立てについては必ず本人が行うものとし、代理人による相談・申立ては認められていません。

(1) ハラスメント相談員

ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）は、教職員及び学生等からのハラスメントの相談又は申立てを傾聴し、受け付けることを任務としています。相談員は、教員、事務職員に加え、産業医、看護師、カウンセラー等の専門知識を有するメンバーで構成されます。なお、受け付けた相談内容はハラスメント調査室に報告されます。

(2) 相談受付窓口

下記部署にて相談員の紹介を行っています。下記部署には、相談員の連絡先を掲示してありますので、直接相談員に連絡をとることも可能です。

人事ユニット人事チーム、総務ユニット総務チーム、学生サポートセンター、
総合健康センター

(3) 相談の方法

面談による相談だけでなく、電話・手紙・メールによる相談も可能です。また、一人で相談しにくい場合は親しい友人等の付き添いのもとでの相談も可能です。なお、全ての相談において個人のプライバシーが尊重されます。相談員には規程に基づく守秘義務がありますので安心して相談いただくことができます。

※ハラスメント防止・対策ガイドラインは、明星大学ホームページを参照してください。

6. 個人情報の取り扱い

本学学生の皆様へ

明星大学通信教育部

「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。平成15年5月30日法律第57号)が、平成17年4月1日より施行されました。教育機関としての業務遂行のため、本学では学生本人及び保証人等、多くの個人情報(氏名、生年月日、住所等、その個人を識別、特定化できるもの)を利用しております。保有している個人情報は個人の権利利益を尊重するためにも厳重に取り扱われなければなりません。

本学通信教育部では、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の流出や不正使用を防ぎ適切に利用していくため、「学校法人明星学苑個人情報保護方針(プライバシー・ポリシー)」に基づき、適正な利用、管理、保護に努めてまいります。

入学出願書類、科目終了試験申込み、スクーリング受講申込み、各種証明書申請手続き等により、就学に係わりご提出いただいた学生本人及び保証人等の個人情報は、入学選考、各種事務手続き関連業務に使用します。

また、入学後の在学時におきましては、教育研究及び学生支援の円滑な教育運営に必要な範囲内で適切に利用いたします。取得した個人情報の教育運営業務の主な利用目的は下記の通りです。

【主な利用目的】

- 入学選考業務に関すること。
- 学習活動及び教育活動の指導・支援に関すること。
- 事務連絡等に係わる通知や指導、照会についての電話連絡に関すること。
- 郵送、宅配物の授受に関すること。
- 履修に伴う各種申請手続きに関すること。
- 各種証明書等の発行に関すること。
- 学納金出納他、経理関連手続きに関すること。
- 個人を特定しない統計処理に関すること。
- 本学通信教育部が実施するアンケート等の調査・研究に関すること。
- 本学通信教育部に係わる奨学金、寄付金等の募集に関すること。
- 上記に付帯する関連業務に関すること。

以上の利用目的の実施のために業務の必要上、データ処理業務や教材の送付業務等を外部機関に委託する場合があります。その際は秘密保持契約の締結等により、委託業務以外に個人情報の不適切な利用がないよう厳重に管理いたします。

また、スクーリング時の講義風景や大学が実施する行事等の様子を、写真やビデオ撮影することがあります。撮影の目的は、記録や講義計画作成、入学要項に関する広報、部報『めいせい』の出版編集等に掲載、利用させていただきます。

入学相談または入学後の履修指導に際して、電話や窓口等における対応時の様子を、本学が必要と判断する場合に録音・録画させていただくことがありますのでご了承ください。収録の目的は、対応内容の正確な記録及び履修指導の継続等に利用いたします。

さらに、個人情報は在学生の履修に対する学習目的達成や卒業生の支援のため下記の事項について外部機関等に対する提供を行います。

【外部機関への個人情報の提供について】

- 教員免許状取得のために履修を要する教育実習や介護等体験の指導・調整等、実施に必要な内容の受入機関への提供
 - 教育提携校や学習センターとの業務活動に対する提供
 - 学生の教育活動に伴う損害保険加入及び保険金支払い手続きのため当該機関への提供
 - 各種奨学金貸与、返還猶予手続きに対する個人情報の提供
 - 通信教育課程の卒業生による同窓会組織「星友会」への提供
 - 学術振興のため、調査・研究機関への提供
 - 上記の他に、本学が教育に係わる業務や管理運営について、必要な事項を処理するための提供
- なお、原則として取得した個人情報を前述のようなデータ処理等、目的遂行に必要な業務を請け負う事

業者や機関以外には本人の同意なしに第三者へ提供することはありません。但し、以下のような、法第二十三条における第三者提供の制限の例外規定にあたる場合は、本人の同意なく個人情報を当該第三者へ提供することがあります。

予めご了承ください。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

以 上

平成 18 年 12 月改定

7. 個人情報の取り扱いに係る本人確認の手続き

本学通信教育部では「個人情報の保護に関する法律」の施行に伴い「学校法人明星学苑個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）」を定め、個人情報の適正な利用、管理、保護に努めております。学生の皆さんの個人情報については、主な利用目的や外部機関に対する提供を部報でお知らせしている通りです。

これまでも学生の個人情報を適正に管理してまいりましたが、法律施行により本人への情報を確実に本人へ知らせることがより厳しく求められています。そのため、更なる安全管理措置を講じるべく、事務室での窓口受付や電話受付に際して「本人確認のご協力」をお願いすることになります。

在学中のみならず卒業、修了等により離籍された後も皆さんのご協力をお願いいたします。なお、すでに卒業、修了等の学籍離籍者の方は在学の際に登録された個人情報により本人確認を行います。

1. 窓口受付について

各種手続きの受付にあたっては、学生証または受講証の提示をしていただくこととなります。卒業、修了等の学籍離籍者の方は、身分証明書（運転免許証、健康保険証、パスポート）をお持ちください。あわせて、学籍番号を忘れずに申告してください。提示がない場合は、手続き内容により受付対応ができない場合があります。

個人情報については、本人以外には個人を特定しての内容を回答することはできません。よって本学通信教育部は、学生から他の学生についての個人情報に関わる照会があった場合には一切お答えできません。ご了承ください。

各種証明書（学業成績・単位修得証明書、教員免許状取得見込証明書他）、学割交付願、履修許可願等の申込みや受け取りは本人以外にはできません。やむを得ない事情により本人が窓口に来られない場合には、委任状が必要となります。申請者本人による署名・捺印された委任状を代理人に持参させてください。さらに、事前に証明担当係あて代理人による窓口受付を依頼していることについて電話連絡をお願いします。委任状の持参がない場合は受付できません。

※委任状の記載項目は以下のようになります。市販のA4サイズ用紙を使用してください。

- ①学生本人の学籍番号
- ②学生本人の氏名（署名・捺印）
- ③学生本人が事務室窓口へ来学した代理人に委任した内容
- ④代理人の氏名及び本人との関係

代理人は学生本人からの代理人であることを証明する書類の提出が必要になります。次に掲げる書類から1つをお持ちください。窓口で原本からコピーをさせていただきます。

- i) 運転免許証
- ii) 健康保険証
- iii) パスポート

2. 電話受付について

窓口対応と同じく、個人情報については、本人以外には個人を特定しての内容を回答することはできません。よって本学通信教育部は、学生から他の学生についての個人情報に関わる照会があった場合には一切お答えできません。ご了承ください。電話での相談受付の場合で個人を特定しての内容を回答する場合は、本人確認のため、学籍番号、氏名の他に本学登録情報をお伝えの上、確認作業をさせていただきます。あらかじめご承知置きください。

各種証明書は電話による申し込みは一切受付できませんのでご注意ください。

以上

8. 環境憲章

本学は、地域及び地球の環境の保全に取り組み、持続可能な社会の形成に貢献するため、明星大学環境憲章を平成 22 年 9 月 9 日に制定しました。

明星大学環境憲章の趣旨に則り、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」によるエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量に係る法規制を遵守し、併せて教育研究活動に伴う廃棄物等の排出量を削減するなど、環境保全の取組みを全学的に推進します。

明星大学環境憲章

基本理念

明星大学は、教育目標である「自己実現を目指し社会貢献ができる人の育成」に向けたあらゆる活動において環境に配慮し、本学の一人ひとりが地域及び地球の環境の保全に取り組むことにより、持続可能な社会の形成に貢献する。

環境方針

1. 環境管理システムを確立し、社会の模範となる低環境負荷の大学を築く。
2. 本学の一人ひとりが省資源・省エネルギーに努める。
3. 学内における廃棄物の 3R（発生抑制 Reduce、再使用 Reuse、再生利用 Recycle）を組織的に推進する。
4. 学内及び周辺地域の自然環境の保護に努め、その啓発活動を幅広く展開する。